

・令和7年度 おおいた地域伝統文化応援事業 募集案内

おおいた地域伝統文化応援事業認定申請書の問い合わせ先及び提出先

【問い合わせ先】

大分市歴史資料館

〒870-0864 大分市大字国分960番地の1 (JR 久大本線豊後国分駅そば)

(対応時間) 9:00～16:30

休館日である月曜日、祝日の翌日を除く

但し、第1週は月曜日が開館日であり、翌火曜日が休館日となる

【提出先】

大分市歴史資料館《住所及び対応時間は上記のとおり》

または

大分市教育委員会事務局 教育部文化財課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市役所第2庁舎6階

(対応時間) 平日8:30～17:15

【提出期間】

令和7年3月1日（土曜日）～令和7年4月20日（日曜日）必着

※文化財課に提出する場合は、4月18日（金曜日）必着

書類の提出は上記期間中に行うことを厳守していただきますようお願いいたします。

1 趣旨・目的

大分市の地域において守り伝えられてきた祭りなどの伝統行事・民俗芸能・伝統工芸等の伝統文化の継承、再興及び発展を通じ、地域における世代間交流の増進及び地域の活性化を図ることを目的に本事業を実施します。

2 助成対象事業

本事業の趣旨・目的に資する事業であって、年度内(令和8[2026]年3月31日まで)に事業が完了するもの。

ただし、大分市文化財保存事業補助金交付要綱の補助対象となる事業及び大分市の他の補助金等の交付を受けて実施する事業は除きます。

3 助成対象団体

伝統文化の継承等を目的とし継続的に活動している団体であって、事務所の所在地又は代表者の住所が本市に在するもの。ただし、次のいずれかに該当する団体を除きます。

(1) 宗教活動を目的とする団体

※宗教活動とは宗教の信仰、礼拝又は普及を目的とする活動をいう。

(2) 政治活動を目的とする団体

※政治活動とは政治上の主義若しくは施策を推進し、支持する活動をいう。

(3) 営業活動を目的とする団体

※営業活動とは財産上の利益の獲得を図る目的をもって、同種の行為を反復、継続して行う活動をいう。

(4) 団体の役員及び構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を言う。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団を言う。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者。

4 助成金額

助成対象経費の2分の1以内の額(千円未満切り捨て)で、助成限度額は1団体につき100万円となります。ただし、予算額を超える申請があった場合は助成額を按分する場合があります。

なお、大分市域内過疎対策事業基本要綱(令和5年4月1日施行)第2条に規定する対象地域において行われる場合は、3分の2以内の額(千円未満切り捨て)で、助成限度額は1団体につき100万円となります。

※対象経費とは、助成対象事業に要する経費のうち、人件費及び食糧費を除いた額をいいます。口座振込手数料は対象経費となりません。

5 提出書類

認定申請に必要な書類は下記の(1)、(2)です。

(1) おおいた地域伝統文化応援事業認定申請書

(2) 添付書類

① 事業計画書

② 写真等資料

③ 収支予算書

④ 見積書の写し

※5万円以上の契約金額になるものは、2者以上から見積書を徴す。

⑤ 申請団体の規約・定款と団体構成員名簿

⑥ 自己資金調達にかかる資料(予算決議資料や決算書等)

⑦ 暴力団排除条例にかかる誓約書(地縁団体を除く)

6 審査及び審査結果の通知

大分市教育委員会に提出された「おおいた地域伝統文化応援事業認定申請書」に基づき、事前調査を実施した後、外部有識者による選考委員会の意見を聴いたうえで、事業認定の可否を決定し通知します。

7 事業認定決定後の事務手続き

事業認定を受けた団体は、改めて「おおいた地域伝統文化応援事業助成金交付申請書」を提出していただきます。その後、「おおいた地域伝統文化応援事業助成金交付決定通知書」にて通知をいたしますので、受領後事業を開始していただくこととなります。